（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一　（略）

２　（略）

３　第一項第三号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二　（略）

三　準用銀行法第五十二条の四十五又は法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第五十条の三十一の十二まで及び第五十条の三十一の十四から第五十条の三十一の十七までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五　（略）

４　（略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の九　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の十一において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付している場合

２～４　（略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十七　（略）

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の十三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該特定信用事業代理業者の所属組合の法第十一条の十三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九　（略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の十五　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の十一において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合

２～４　（略）

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一　（略）

２　（略）

３　第一項第三号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二　（略）

三　準用銀行法第五十二条の四十五又は法第百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第五十条の三十一の十二まで及び第五十条の三十一の十四から第五十条の三十一の十七までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五　（略）

４　（略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の九　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付している場合

２～４　（略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十七　（略）

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該特定信用事業代理業者の所属組合の法第十一条の十の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九　（略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の十五　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合

２～４　（略）